

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院保健科学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて、本研究科に関する事項は、本研究科教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、保健科学における実践的かつ実証的な教育研究を通して、生命倫理とチーム医療を尊重し、かつ社会の多様なニーズに応えることのできる人間性豊かな高度専門職業人及び教育・研究者の養成を目指すとともに、社会の要請に貢献する先導的な研究を推進し、保健科学の発展に寄与する。

第2章 教育課程

(教育方法)

第2条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 本研究科において、本研究科教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 本研究科に、外国人留学生のための英語による特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 博士前期課程に所属する学生のうち、専門看護師の養成に係る科目を履修しようとする者の授業科目及び単位数は、別に定める。

4 前条第2項に規定する特別コースの授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の履修方法)

第5条 学生は、前条の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専攻等名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
保健学専攻 〔看護学領域(助産実践コースを除く。)〕	10単位	20単位以上	30単位以上
〔看護学領域(助産実践コース)〕	6単位	56単位以上	62単位以上
〔医用情報科学領域〕	12単位	18単位以上	30単位以上
〔医用検査学領域〕	12単位	18単位以上	30単位以上

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
保健学専攻	2単位	10単位以上	12単位以上

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けなければならない。

3 履修方法については、別に定める。

- 4 本研究科において教育上有益と認めたときは、徳島大学（以下「本学」という。）大学院の他の研究科又は本学学部との協議に基づき、当該他の研究科又は本学学部の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならない。
- 6 第4項の規定により他の研究科で履修した授業科目の単位は、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 7 第4項の規定により本学学部で履修した授業科目の単位は、自由科目の単位とすることができる。
- 8 自由科目の単位は、第1項各号に規定する単位に含めることはできない。
- 9 第3条第2項に規定する特別コースの履修方法は、別に定める。

（研究指導）

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成について行う。
- 3 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する者を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う者を副指導教員とし、学生ごとに主指導教員は1人、副指導教員は1人以上とする。

（試験の告示）

第7条 試験を課す授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

（成績評価等）

第8条 成績は、100点をもって満点とし、S（90点以上）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の評語の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評 価 基 準
S	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	科目の到達目標を十分に達成している。
B	科目の到達目標を達成している。
C	科目の到達目標を最低限達成している。
D	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

（追試験及び再試験）

第9条 病気その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

（助産師国家試験の受験資格）

第9条の2 助産師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち別に定める科目の単位を修得しなければならない。

（養護教諭の免許状）

第9条の3 養護教諭の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位を修得するために必要な授業科目及び履修方法については、本研究科長が別に定める。

（転学者の取扱い）

第10条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本研究科に転学をした者の在学年数

及び既修得単位の換算については、その都度本研究科教授会が定める。

(転研究科)

第10条の2 学則第26条の2の規定に基づき、本研究科に転研究科を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転研究科を許可する時期は、本研究科教授会が定める。

3 転研究科を許可した学生を在籍させる年次は、本研究科教授会が定める。

4 転研究科を許可した学生の既修得単位の認定は、本研究科教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する者は、所定の願書を本研究科長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第12条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2第1項の規定に基づき学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本研究科教授会が行う。

(履修等報告書)

第13条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本研究科教授会が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第83号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第42号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月26日規則第1号改正）

この規則は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第19号改正）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表（2）博士後期課程の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月26日規則第58号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表（2）博士後期課程の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第93号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第66号改正）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月30日規則第15号改正）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則（平成24年3月30日規則第67号改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第84号改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月12日規則第76号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日規則第68号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月22日規則第43号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月19日規則第56号改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日規則第83号改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月26日規則第51号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月17日規則第58号改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の第5条第1項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日規則第73号改正）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月18日規則第13号改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日規則第43号改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 令和6年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

(1) 博士前期課程

授業科目及び単位数

区 分		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
全専攻系共通 カリキュラム科目		生命倫理概論		2
		臨床心理学		2
		社会医学・疫学・医学統計概論		2
		英語論文作成法		2
		宇宙と栄養・医学概論		2
		生命科学の研究手法		2
		研究方法論		1
		がんチーム医療実習		0.5
		悪性腫瘍の管理と治療		1
		医療情報学		0.5
		医療対話学（コミュニケーションスキル）		0.5
		医療倫理と法律的・経済的問題		0.5
		医療系分野における知的財産学概論		2
		生命科学コミュニケーション特論		2
各専攻系間の共通 カリキュラム科目		ヒューマンサイエンス（形態と機能）		2
		微生物・免疫学実習		2
		臨床医科学概論		2
保健学専攻共通科目		チーム医療特論		2
		保健学特論		2
		臨床腫瘍学概論		2
		国際医療実践英語演習		2
		脳と神経学概論		2
		脳と神経学評価方法論		2
指定科目 A	看護学 領 域	看護研究方法論		2
		看護教育学		2
		看護倫理		2
		看護管理学		2
		コンサルテーション論		2
		看護実証研究論		2
		看護学指導演習		4
指定科目 B	看護学 領 域	ヘルスアセスメント特論		2
		病態生理学特論		2
		臨床薬理学特論		2
専 門 科 目	看護学 領 域	看護技術学特論Ⅰ		2
		看護技術学特論Ⅱ		2
		看護技術学演習		4
		看護教育学特論Ⅰ		2
		看護教育学特論Ⅱ		2
		看護教育学演習		4
		看護アウトカム管理学特論Ⅰ		2
		看護アウトカム管理学特論Ⅱ		2
		看護アウトカム管理学演習		4
		リハビリテーション看護学特論Ⅰ		2

		リハビリテーション看護学特論Ⅱ		2
		リハビリテーション看護学演習		4
		生活調整特論		2
		脳神経看護学特論Ⅰ		2
		脳神経看護学特論Ⅱ		2
		脳神経看護学演習		4
		脳神経看護学実習Ⅰ		4
		脳神経看護学実習Ⅱ		4
		脳神経治療援助論実習		2
		がん看護学特論Ⅰ		2
		がん看護学特論Ⅱ		2
		がん看護学特論Ⅲ		2
		がん看護学特論Ⅳ		2
		ストレス緩和ケア看護学演習		4
		がん看護学演習		4
		がん看護学実習Ⅰ		3
		がん看護学実習Ⅱ		2
		がん看護学実習Ⅲ		3
		がん治療援助論実習		2
		地域看護学特論Ⅰ		2
		地域看護学特論Ⅱ		2
		地域看護学演習		4
		小児看護学特論Ⅰ		2
		小児看護学特論Ⅱ		2
		小児看護学演習		4
		学校保健学特論Ⅰ		2
		学校保健学特論Ⅱ		2
		学校保健学演習		4
		学校保健学実習		1
		精神看護学特論Ⅰ		2
		精神看護学特論Ⅱ		2
		精神看護学演習		4
		地元創成看護学特論Ⅰ		2
		地元創成看護学特論Ⅱ		2
		地元創成看護学演習		4
		支援看護学特別研究	10	
		支援看護学特別課題研究		4
		こころの保健学特論Ⅰ		2
		こころの保健学特論Ⅱ		2
		こころの保健学演習		4
		臨床腫瘍保健学特論Ⅰ		2
		臨床腫瘍保健学特論Ⅱ		2
		臨床腫瘍保健学演習		4
		保健学特別研究	10	
		ウイメンズヘルス・助産学特論		2
		女性支援看護学特論		2
		女性支援看護学演習Ⅰ		4
		女性支援看護学演習Ⅱ		4

		生殖・更年期保健学特論		2
		生殖・更年期保健学演習		4
		助産学特論Ⅰ（助産概論）		2
		助産学特論Ⅱ（生命倫理学）		2
		助産学特論Ⅲ（母性心理・社会学）		2
		助産学特論演習Ⅰ		4
		助産学特論演習Ⅱ		4
		助産実践学Ⅰ（形態機能・病理病態学）		2
		助産実践学Ⅱ（周産期医学）		2
		助産実践学Ⅲ（助産診断・実践学）		2
		助産実践学Ⅳ（地域母子保健学）		2
		助産実践学Ⅴ（助産管理学）		2
		助産実践学演習Ⅰ		4
		助産実践学演習Ⅱ		4
		助産実践学実習Ⅰ		4
		助産実践学実習Ⅱ		2
		助産実践学実習Ⅲ		4
		助産学実習		8
		助産学特別研究	6	
	医 用 情 報 科 学 領 域	先端医用画像情報学・先端数理統計学		2
		先端医用画像情報学・先端数理統計学演習		4
		先端医用画像機器工学		2
		先端医用画像機器工学演習		4
		核医学治療・核化学		2
		核医学治療・核化学演習		4
		放射線障害分子医学		2
		放射線障害分子医学演習		4
		脳機能画像解析学		2
		脳機能画像解析学演習		4
		放射線腫瘍学・放射線治療物理学		2
		放射線腫瘍学・放射線治療物理学演習		4
		医用画像解析学		2
		医用画像解析学演習		4
		代謝・機能画像情報解析学		2
		代謝・機能画像情報解析学演習		4
		先端医用画像評価学		2
		先端医用画像評価学演習		4
		医用情報科学特別研究	1 2	
	医 用 検 査 学 領 域	生体機能解析学特論		2
		生体機能解析学演習		4
		分析医化学特論		2
		分析医化学演習		4
		病理解析学特論		2
		病理解析学演習		4
		細胞・免疫解析学特論		2
		細胞・免疫解析学演習		4
		微生物・遺伝子解析学特論		2
		微生物・遺伝子解析学演習		4

医学物理学 関連科目		生殖補助医療学特論		2
		生殖補助医療学演習		4
		腫瘍制御学特論		2
		腫瘍制御学演習		4
		先端医療技術・支援学特別研究	1 2	
	医用 情報 科学 領域	放射線治療品質管理学特論		(2)
		医用物理学特論Ⅰ		(2)
		医用物理学特論Ⅱ		(2)
		医用物理学特論Ⅲ		(2)

備考 1 講義、演習は15時間、実習、特別研究は30時間をもって1単位とする。ただし、助産実践学実習Ⅰ、助産実践学実習Ⅱ、助産実践学実習Ⅲ及び助産学実習は、45時間をもって1単位とする。

2 () 内は、自由科目の単位数を表す。

(2) 博士後期課程

授業科目及び単位数

区 分		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
全専攻系共通 カリキュラム科目		生命倫理概論		2
		臨床心理学		2
		社会医学・疫学・医学統計概論		2
		英語論文作成法		2
		生命科学の研究手法		2
		医療系分野における知的財産学概論		2
		生命科学コミュニケーション特論		2
各専攻系間の共通 カリキュラム科目		ヒューマンサイエンス（形態と機能）		2
		微生物・免疫学実習		2
		臨床医科学概論		2
保健学専攻共通科目		先端保健医療学	2	
		クラスターコアセミナー		2
専 門 科 目	研究 支援 科目	看護学研究方法論		2
		臨床試験学		2
		医用情報解析学		2
	生涯 健康 支援 学領 域	生涯健康支援看護学特講		2
		生涯健康支援看護学特講演習		2
		生涯健康支援看護学特別研究		4
		生涯健康支援医療学特講		2
		生涯健康支援医療学特講演習		2
		生涯健康支援医療学特別研究		4
	医用 情報 科学 領域	医用情報工学特講		2
		医用情報工学特講演習		2
		臨床画像診断・解析学特講		2
		臨床画像診断・解析学特講演習		2
		医用情報科学特別研究		4
	医用 検査学 領域	病態制御保健学特講		2
		病態制御保健学特講演習		2
		病態制御保健学特別研究		4
	連携領	宇宙医科学特講		2

	域	宇宙医科学特講演習		2
		宇宙医科学特別研究		4

備考 講義、演習は15時間、実習、特別研究は30時間をもって1単位とする。